

西宮市市民ホールの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市市民ホールについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 西宮市フレンテホール

(1) 対象施設

西宮市フレンテホール

(西宮市池田町11番1号 フレンテ西宮5階)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体

(構成団体：日本管財株式会社・文化律灘合同会社・合同会社HA2B)

代表者 日本管財株式会社代表取締役社長 福田 慎太郎

所在地 西宮市六湛寺町9番16号

(3) 指定管理者に行わせる業務

ア 西宮市フレンテホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務

イ 西宮市フレンテホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務

ウ 西宮市フレンテホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務

エ 西宮市フレンテホールの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務

オ 西宮市フレンテホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務

カ 西宮市フレンテホールの使用に係る原状回復に関する業務

キ 西宮市フレンテホールへの入館の制限に関する業務

ク 西宮市フレンテホールへの立ち入り調査に関する業務

ケ 西宮市フレンテホールの施設及び設備の維持管理に関する業務

コ 西宮市フレンテホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務

サ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市フレンテホールの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 西宮市甲東ホール

(1) 対象施設

西宮市甲東ホール

(西宮市甲東園3丁目2番29号 アプリ甲東4・5階)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社双葉化学商会

代表者 代表取締役 京藤 光江

所在地 西宮市産所町14番6号

(3) 指定管理者に行わせる業務

ア 西宮市甲東ホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務

イ 西宮市甲東ホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務

ウ 西宮市甲東ホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務

エ 西宮市甲東ホールの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務

オ 西宮市甲東ホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務

カ 西宮市甲東ホールの使用に係る原状回復に関する業務

キ 西宮市甲東ホールへの入館の制限に関する業務

ク 西宮市甲東ホールへの立ち入り調査に関する業務

ケ 西宮市甲東ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務

コ 西宮市甲東ホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務

サ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市甲東ホールの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 西宮市プレラホール

(1) 対象施設

西宮市プレラホール

(西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや5階)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 西宮地域創生共同体

(構成団体：株式会社アトリエミック・神戸国際ステージサービス株式会社)

代表者 株式会社アトリエミック代表取締役 松田 優

所在地 西宮市上大市2丁目5番10号

(3) 指定管理者に行わせる業務

ア 西宮市プレラホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務

イ 西宮市プレラホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務

ウ 西宮市プレラホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務

エ 西宮市プレラホールの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務

オ 西宮市プレラホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務

カ 西宮市プレラホールの使用に係る原状回復に関する業務

キ 西宮市プレラホールへの入館の制限に関する業務

ク 西宮市プレラホールへの立ち入り調査に関する業務

ケ 西宮市プレラホールの施設及び設備の維持管理に関する業務

コ 西宮市プレラホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務

サ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市プレラホールの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 西宮市山口ホール

(1) 対象施設

西宮市山口ホール

(西宮市山口町下山口4丁目1番8号 山口センター1階)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 日本管財株式会社

代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎

所在地 西宮市六湛寺町9番16号

(3) 指定管理者に行わせる業務

ア 西宮市山口ホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務

イ 西宮市山口ホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務

ウ 西宮市山口ホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務

エ 西宮市山口ホールの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務

オ 西宮市山口ホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務

カ 西宮市山口ホールの使用に係る原状回復に関する業務

キ 西宮市山口ホールへの入館の制限に関する業務

ク 西宮市山口ホールへの立ち入り調査に関する業務

ケ 西宮市山口ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務

コ 西宮市山口ホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務

サ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市山口ホールの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

西宮市立ギャラリーの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立ギャラリーについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 西宮市立市民ギャラリー

(1) 対象施設

西宮市立市民ギャラリー
(西宮市川添町15番26号)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社双葉化学商会
代表者 代表取締役 京藤 光江
所在地 西宮市産所町14番6号

(3) 指定管理者に行わせる業務

- ア 西宮市立市民ギャラリーにおける美術に関する展覧会並びに講演会、講座等の企画、実施に関する業務
- イ 西宮市立市民ギャラリーの使用の許可、不許可、特別の設備等に係る許可及び条件の付与に関する業務
- ウ 西宮市立市民ギャラリーの使用料及び観覧料の徴収、減免及び還付に関する業務
- エ 西宮市立市民ギャラリーの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務
- オ 西宮市立市民ギャラリーの使用に係る原状回復に関する業務
- カ 西宮市立市民ギャラリーへの入館の制限に関する業務
- キ 西宮市立市民ギャラリーへの立ち入り調査に関する業務
- ク 西宮市立市民ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ケ 西宮市立市民ギャラリーに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務
- コ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市立市民ギャラリーの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 西宮市立北口ギャラリー

(1) 対象施設

西宮市立北口ギャラリー

(西宮市北口町1番2号 アクタ西宮東館6階)

(2) 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社双葉化学商会

代表者 代表取締役 京藤 光江

所在地 西宮市産所町14番6号

(3) 指定管理者に行わせる業務

ア 西宮市立北口ギャラリーにおける美術に関する展覧会並びに講演会、講座等の企画、実施に関する業務

イ 西宮市立北口ギャラリーの使用の許可、不許可、特別の設備等に係る許可及び条件の付与に関する業務

ウ 西宮市立北口ギャラリーの使用料及び観覧料の徴収、減免及び還付に関する業務

エ 西宮市立北口ギャラリーの使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務

オ 西宮市立北口ギャラリーの使用に係る原状回復に関する業務

カ 西宮市立北口ギャラリーへの入館の制限に関する業務

キ 西宮市立北口ギャラリーへの立ち入り調査に関する業務

ク 西宮市立北口ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務

ケ 西宮市立北口ギャラリーに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務

コ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等その他西宮市立北口ギャラリーの設置目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで